

第2弾三芳町中小企業応援給付金

新型コロナウイルス感染症により影響を受け、経営に支障を来している町内の中小企業、個人事業主の方を対象として5万円の給付金を支給します。

※申請に虚偽等が発覚した場合には給付金を返還していただきます。

【対象者】

- ・中小企業法第2条第1項各号に該当する本社または主たる事業所が町内にある事業者

業種	中小企業者(いずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金額または出資総額	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
製造、建設、運輸 その他(下記業種を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

- ・令和3年1月から令和3年12月までの間のいずれかの月の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響により前年同月または前々年同月の売上高と比較して20%以上減少していること。
- ・町税に滞納がないこと。
- ・今後1年以上継続して事業を営む意思があること。
- ・第2弾の当該給付金の給付を受けていないこと。

※事業開始3ヶ月以上1年1か月未満の方はご相談ください。

下記の者は支給対象外

- ・暴力団等に関する事業者。
- ・性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行うもの。
- ・法令に基づく必要な許可を受けていない事業者
- ・経営に国または地方公共団体が直接または間接的に参画している。
- ・令和3年9月24日以降に事業を開始したもの

申請受付期間

令和3年10月4日～

令和4年2月28日

※当日の消印有効

【申請書類】 提出は郵送でお願いいたします。

- ・申請書(様式第1号)
- ・誓約書(様式第2号)

※申請書、誓約書は裏面、またはホームページよりダウンロードしてご使用ください。

- ・町内に本社または主たる事業所が存することが確認できる書類(町に開業等に関する届出書を提出している方は不要です。)
- ・直近1期分の決算書の写し(法人)又は直近1年分の確定申告書の写し(個人)
※受付印があるもの。e-Taxの場合は受信通知も併せて必要です。
- ・令和3年1月から令和3年12月までの間のいずれかの月の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響により前年同月または前々年同月の売上高と比較して20%以上減少していることが証明できる書類(帳簿や台帳、試算表等)
- ・会社名義(法人)又は事業主名義(個人)の通帳のうち振込口座が分かるページ(見開き1ページ目)の写し

※売上減少が分かる資料についてはどの部分を参考にしたのか色を付ける等分かるようにしてください。

※上記書類以外でも町が必要と判断した場合、提出を求められることがあります。

【問い合わせ】

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町藤久保 1100 番地 1

観光産業課 商工観光担当 049-258-0019 内線(214・215)